

## 警報発令時、自然災害(台風等)時の対応について

### 1 開校日について

- (1) 登校時において、四国中央市または在住地域に「大雨警報」・「洪水警報」・「暴風警報」・「暴風雪警報」・「大雪警報」及び「特別警報（津波・地震等を含む）」のいずれか一つでも発令されている場合は、登校せずに自宅で待機する。
- (2) 正午までに上記の警報がすべて解除された場合は、安全面に十分注意して速やかに登校する。（当日のすべての授業の用意が必要）それができない場合は、学校に連絡をして、引き続き自宅で待機する。
- (3) 正午以降も上記の警報のいずれかが継続して発令されている場合は休校となり、自宅で学習をする。
- (4) 上記以外の警報・注意報の場合は、安全面に十分注意して登校する。
- (5) 電車・バス等の公共交通機関を利用して登校している生徒は、不通の場合は公欠とする。なお、公共交通機関が復旧した後は、安全面に十分注意して登校する。ただし、上記の警報が解除されているにもかかわらず、翌日以降も公共交通機関が復旧していない場合には、家族や担任と相談して登校手段を考え、登校に努める。

### 2 長期休業中の補習、模試試験について

1に同じ。ただし、(2)(3)の下線部を、午前9時とする。

※ 警報発令の有無はニュース等で確認し、学校に問い合わせをしない。